

告示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人新江明の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員 鈴 木 正 人
埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
小林 正和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町十五番一―二〇二号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
蛭田 浩平	東京都中央区晴海五丁目三番二―一四二二号	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日
高瀬 洋行	埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野三百三十七番地二 七〇一号室	令和七年六月十三日～ 令和八年三月三十一日